

News Release



【平成 30 年 7 月 19 日（木） 15 時発表】

▼南丹市子育て応援住宅支援事業について【新規】

■概要

子育て世帯に対する経済的負担や育児負担の軽減及び三世帯同居又は三世帯近居による世代間支援の促進を図るため、住宅の改修費用に対して、補助金を交付します。

●補助対象者

子どもの親権者で、下記の要件すべてに該当する方

- ① 多子世帯又は三世帯同居若しくは三世帯近居の世帯の方
- ② 世帯員が所有する住宅の改修工事を契約する方
- ③ 多子世帯、三世帯同居・近居の世帯に市税などの滞納がないこと
- ④ 子どもの親権者の年収の合算額が 750 万円未満の方
- ⑤ 補助金を申請する年度において、市内に住所を有する方
- ⑥ 居住する地域の自治会活動等に積極的に参加すること

【用語説明】

- ・子ども：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（妊娠中の胎児も含む）
- ・多子世帯：3人以上の子どもが属する世帯
- ・三世帯同居・近居：子ども、その父母及び祖父母（曾祖父母である場合を含む）の三世帯が、補助金を申請する年度に、新たに同居又は直線距離2km以内へ居住すること

●補助対象経費

多子世帯が居住又は三世帯同居若しくは三世帯近居のために必要と認められる工事費。

●補助金額

補助対象経費の1/2以内（上限100万円）

◆この記事に関するお問い合わせ

企画政策部 定住・企画戦略課 担当：高屋（電話 0771-68-0003）

プレスリリースに掲載された内容およびお問い合わせ先は発表現在のもので、その後、予告なしに変更される場合がありますのでご了承ください。